

明治大学大学院在学生用

2024 年度

資格課程 科目等履修生

募集要項



明治大学

目 次

1. 手続きの流れ	P. 1
2. 各課程の募集要項	
I. 教職課程	P. 2~5
II. 学芸員養成課程	P. 6~7
III. 社会教育主事課程	P. 8~9
IV. 司書課程	P. 10~11
V. 司書教諭課程	P. 12~13

この募集要項は「明治大学大学院在学生用」です。

(2024 年度に明治大学大学院に在学しない方は対象外です。)

1. 手続きの流れ

I. 出願書類 (HP からダウンロード)



II. 履修相談 メール・電話・窓口で受け付けます。

メール	件名を「科目等履修生についての問い合わせ」として、以下に送ってください。 shikaku@mics.meiji.ac.jp
電話	03-3296-4184 (駿河台資格課程事務室)
窓口	事務取扱時間内にお越しください。

履修計画についての相談を希望する場合は、最新の単位修得状況が確認できる資料（「学力に関する証明書」又はご自身で修得状況をまとめたもの）をご用意ください。



III. 出願 郵送か直接窓口にご提出ください。

(1) 出願締切 4月3日(水) ※当日消印有効

(2) 出願書類 各課程のページをご確認ください。

★所定の日時に出願書類を提出しなかった者は、いかなる理由があっても 2024 年度に資格課程科目等履修生になることはできません。出願書類の提出は、代理人による提出も可能ですので、締切を厳守してください。

★直接提出する場合は、事務取扱時間内にご提出ください。



履修料支払い

※ 対象者のみ。(各課程の「出願手続」の項参照)

別紙「資格課程履修料支払方法」を参照の上、期日内にお支払いください。

IV. 書類選考

履修が認められなかった場合のみ、連絡します。



V. 科目等履修生のIDの発行・科目等履修生証の交付

★院生科目等履修生は、大学院生 ID の他に科目等履修生の ID が付与されます。科目等履修生の授業で、Oh-o! Meiji システムを利用する場合は必ず科目等履修生の ID を使用してください。(ID の通知は郵送を予定)
科目等履修生証の交付の準備ができましたら、Oh-o!Meiji でお知らせしますので、必ず交付を受けてください。(5月中旬に配付予定です。)

※ 院生科目等履修生として、資格課程関係科目を履修する場合、所属外キャンパスへの通学定期券及び実習用通学定期券を購入することはできません。

2. 各課程の募集要項

明治大学資格課程科目等履修生制度は、大学を卒業した者に対して、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程を修了するために必要な科目的履修を認める制度です。

以下、課程ごとに募集要項を記します。

I. 教職課程

明治大学大学院在学生用の教職課程科目等履修生募集要項は下記のとおりです。

1. 履修できる科目・単位数

(1) 履修できる科目

① 「新法」（「平成28年改正免許法」）の基準で教員免許状を取得する際に必要な科目のみ履修することができます。

※1：「体育」、「English Communication」（外国語コミュニケーションに該当）、「ICTベーシックⅠ」（数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作に該当）、「教科に関する専門的事項」の一部の科目及び理科の「実験科目」は、履修人数を制限する科目を含むため、正規の学生と同様の手続き（履修登録前の選考試験、抽選等）が必要になります、履修できないこともあります。

（別紙「履修願提出前に事前申請が必要な科目」を参照してください。）

② 取得できる免許状について、他学部他学科の免許状は次の制限があります。

取得可能な免許状 免許状の取得	卒業した学部学科(専攻)の免許状	他学部他学科の免許状
していない	取得可	取得不可 ※但し、卒業した学部学科(専攻)の免許状取得後、取得可
している	中学校一種免許状を取得済	中学校一種免許状は取得可※
	高等学校一種免許状を取得済	高等学校一種免許状は取得可

注：免許状取得に適った学部学科に割り当てられます（本大学を卒業した者は原則として卒業学部・学科）。履修対象科目は、割り当てられた学部学科で取得可能な免許状取得に必要な科目のみ、履修可能です。

※ 総合数理学部先端メディアサイエンス学科およびネットワークデザイン学科卒業生は、高等学校1種免許状「情報」を取得している場合のみ、中学校一種免許状「数学」の免許状を取得するための科目履修ができます。対象の方は出願の際にご相談ください。

③ 履修できる科目については、次の制限があります。

科目等履修生として「所属する学部・学科（専攻）が開設する科目」及び「教職課程が開設する科目」のみ履修することができます。

④ 大学院での授業・研究に支障なく、当該年度に履修できる科目とします。

しっかりととした履修計画を立てて、登録した科目は必ず受講してください。なお、履修登録した科目の成績に「F」（不合格）が多かった場合は、翌年度以降、科目等履修生としての履修をお断りさせていただく場合があります。

(2) 履修制限単位数

1年間に履修できる単位数は46単位までです。また、この46単位のうち、原則として教科に関する専門的事項の履修制限単位は32単位です。ただし、既に1教科以上の免許状を取得している者が他の教科の免許状を取得しようとする場合においては、教科に関する専門的事項を1年間に40単位まで履修することができます。

なお、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合においても、1年間に履修できる単位数の上限は合計46単位です。

2. 募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、履修を認めないことがあります。

3. 在籍期間

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。(1年ごとに更新することができます。)

4. 出願条件

出願に際しては、大学院の授業・研究に支障がないように配慮した履修計画を立てたうえで、大学院の指導教員の許可を得なければなりません。(履修願に、指導教員の許可印が必要です。)

また、本学在学中及び科目等履修生在籍中に、教育実習の中止、介護等体験の中止、教職課程が開設する科目的履修停止、履修不可等の措置を受けたことがある場合については、科目等履修生としての受け入れをお断りすることがあります。

5. 出願手続

(1) 履修料の納入。(※該当者のみ) 納入期間 4月1日(月)～4月12日(金)

※別紙「資格課程履修料支払方法」を参照の上、期日内にお支払いください。

注1: 2023年度に院生教職科目生(本学大学院に在学する教職課程科目等履修生)であった者が、2024年度も院生教職科目生を継続する場合は、継続扱いになります。履修料を納入する必要はありません。ただし例外として、博士前期課程から博士後期課程に進学する者については、院生教職科目生を継続する場合であっても、改めて履修料を納入しなければなりません。

注2: 学部のときに教職課程履修料を納入したことがある者も、新たに院生教職科目生になる場合は、新規扱いになります。改めて履修料を納入しなければなりません。

(2) 次の出願書類を提出する。(※出願日程に注意。p.1 参照)

注: 複数の課程に出願する場合、各課程で重複する書類(①～③、⑦)は1通でかまいません。

【新規、継続学生共通】

① 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 履修願(指導教員の許可印が必要)

② 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 学籍原簿

・写真(カラー正面半身脱帽、縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影したもの)を貼付すること。

・緊急連絡先を必ず記入すること。

③ 科目等履修生証用の写真1枚

・学籍原簿に貼った写真と同じもの(裏面に名前を記入)を提出すること。

④ 教職課程 履修事前調査書

⑤ 教職課程 履修計画書

・免許状を取得するまでの今後の履修計画について、できるだけ具体的に書くこと。

⑥ 2024年度教育職員免許状一括申請申込書 ※2024年度に免許状取得要件を満たす希望者のみ

・「教育職員免許状一括申請手続要領」を確認の上、記入すること。

【新規のみ】

⑦ 学部卒業時の成績証明書(認定単位がある場合は申し出ること。)

⑧ 学力に関する証明書(※本学以外の大学を卒業した者のみ提出すること。)

・「学力に関する証明書」とは、教育職員免許法に基づき教員免許状取得に係る単位を証明したものを指します。

・取得希望免許教科ごとにすべて新法様式で提出すること。

・「総合演習」の既修得者はその旨がわかる形で発行された「学力に関する証明書」を提出すること。

⑨ 教員免許状の写し又は免許状授与証明書(※教員免許状を既に取得している者のみ提出すること。)

・取得済の教員免許状すべて提出すること。

⑩ 教職課程 課題レポート

・本学所定用紙に挙げられているテーマについて、レポートを作成してください。

6. 履修料

34,400円

教職課程 科目等履修生の出願にあたっての留意事項

資格課程には教員採用試験の実践的な対策として下記のような科目が設置されています。

これらを履修希望する方も資格課程科目等履修生に出願してください。

※学部在学中に取得した科目は、履修できません。

「教職キャリア形成A」

この授業は、教員採用試験に現役で合格できるだけの深い知識・技能や解答力を身につけることを目的にしている。特に、教職教養は、教育法規、教育心理、教育原理と全国の自治体でも頻出の内容について学ぶ機会にする。加えて、試験内容に論作文を課す自治体も多くみられるため、その出題のポイントや書き方について実践力を身につける。

「教職キャリア形成B」

教員採用試験における論作文・個人面接・集団討論・模擬授業とは、どんな目的でどんな評価が行われるかをもとに基礎的な考え方や方法を理解する。それを表現するために、実際に個別や集団での演習を行い、それらの活動を通して各自の考えを表現できることを目標とする。

「教職ライティング演習」 **※2024年度は未開講**

教員採用試験の論作文試験について講義する。まず教員採用試験としての論作文とは、どんな目的でどんな評価が行われるかをもとに基礎的な書き方を理解する。それを表現するために、最も容易で分かりやすい方法として「序論・本論・結論」の三段構成を身に付けることを目標とする。

◆ 2019年度以降在籍者は、「新法」（平成28年改正免許法）の基準で免許状を取得することになります。

平成28（2016）年の教育職員免許法改正に伴って、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」が平成29（2017）年に公布され、平成31（2019）年4月1日から施行されました。

2019年度以降在籍の科目等履修生は、全て、新法（新カリキュラム）が適用されることになります。

【改正法が適用される場合の一種免許状取得に関する履修上の大きな変更点は次のとおりです】

○科目区分の変更及び新しい授業科目的開設

→「特別支援教育概論」（2単位）（既に本学において「特別支援教育概論」／「障害児教育論」修得者は除く）及び新設科目「総合的な学習の時間の指導法」（2単位）の修得が必要となります。

○「各教科の指導法」の必修修得単位数の変更

→中学校一種免許状は8単位、高等学校一種免許状は4単位の修得が必要となります。

◆ 「教職実践演習（中・高）」の修得について

2010年4月1日に改正教育職員免許法施行規則（平成20年改正法）が施行されました。それに伴う経過措置として、改正前の教育職員免許法における科目である「総合演習」を、2012年度までに修得していない場合、2013年度以降は、改正教育職員免許法に基づいた新しい科目である「教職実践演習」を修得しなければならなくなりました。「教職実践演習」の中では、それまでの教員免許に関わる科目の履修歴をまとめた「履修カルテ」というものを作成して使用します。既修得単位を使用する場合にも、原則として修得時に遡って「履修カルテ」に記載していく必要がありますので、「教職実践演習」の修得が必要な場合はそのことにも留意したうえで出願をしてください。

◆ 教育実習について

- (1) 本学では、実習校の紹介をしていないため、科目等履修生本人が自己開拓で探さなくてはなりません。通常は、母校等に行ってお願いすることになりますが、見つからない場合は実習を行うことができません。
- (2) 教育実習については、原則として1年目に事前指導を受け、2年目に現場実習を行い、事後指導を受けます。このため、教育実習を修得するためには2年間かかります。
- (3) 新法において中学校教諭一種免許状を取得するためには、教育実習を5単位修得しなければなりません。旧法下において3単位の教育実習は行ったが、他の科目が未修得であったために中学校教諭一種免許状の取得要件を満たすことができなかつたような場合、不足する2単位分の教育実習を修得するためには、現場実習を含む2年間の教育実習を再度履修しなくてはなりません。

◆ 介護等の体験について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が1998年4月1日から施行され、中学校教諭一種免許状を取得するためには、原則として、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設において、障害者、高齢者等に対する介護、介助及びこれらの者との交流等の体験（以下「介護等の体験」という。）を7日間行うことが必要になりました。

本学においては次の3つの要件を満たした者のみに「介護等の体験」を行うことを認めています。

- ① 介護等の体験を行う前年度に登録・体験料納入等、所定の手続きを完了していること。
- ② 本学が開設する「障害児教育論（2016年度以前カリキュラム）／特別支援教育概論（2017年度以降カリキュラム）」を、介護等体験を行う前年度までに修得していること。又は「福祉と社会教育」を2018年度以前に修得していること。
- ③ 介護等の体験を行う当年度の事前指導を受けること。

このため、本学において介護等の体験を修了するためには、最短2年間かかります。

◆ その他留意事項

本学在学中に、教育実習の中止、介護等の体験の中止、教職課程が開設する科目的履修停止、履修不可の措置を受けたことがある、あるいは、教育実習の実習校や介護等体験の体験先ならびに関係諸機関、本学における関係諸部署に著しい迷惑を及ぼしたことがあるなど、教員適性に問題があると教職課程の教員が判断した者は、科目等履修生としての受け入れは行いません。

II. 学芸員養成課程

明治大学大学院在学生用の学芸員養成課程科目等履修生募集要項は下記のとおりです。

1. 履修できる科目・単位数

学芸員の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、1年間に履修できる単位数の上限は合計46単位です。

注1：「博物館実習」は、前年度までに所定の前提条件科目をすべて修得済みの者だけが履修できます。このため、初めて学芸員養成課程を履修する者は、この課程を修了するために最短で2年間かかります。

注2：「博物館実習」は、金曜日3・4時限（通年）の他、付属博物館等での1週間程度の実務実習、及び春・秋学期各1回の実習室での実務実習から構成されるので、これらに出席できるように予定を組む必要があります。

2. 募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、履修を認めないことがあります。

3. 在籍期間

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。（1年ごとに更新することができます。）

4. 出願条件

出願に際しては、大学院の授業・研究に支障がないように配慮した履修計画を立てたうえで、大学院の指導教員の許可を得なければなりません。（履修願に、指導教員の許可印が必要です。）

5. 出願手続

(1) 履修料の納入。（※該当者のみ）納入期間 4月1日（月）～4月12日（金）

※別紙「資格課程履修料支払方法」を参照の上、期日内にお支払いください。

注1：2023年度に院生学芸員科目生（本学大学院に在学する学芸員養成課程科目等履修生）であった者が、2024年度も院生学芸員科目生を継続する場合は、継続扱いになります。履修料を納入する必要がありません。ただし例外として、博士前期課程から博士後期課程に進学する者については、院生学芸員科目生を継続する場合であっても、改めて履修料を納入しなければなりません。

注2：学部のときに学芸員養成課程履修料を納入したことがある者も、新たに院生学芸員科目生になる場合は、新規扱いになります。改めて履修料を納入しなければなりません。

(2) 次の出願書類を提出する。（※出願日程に注意。p.1 参照）

注：複数の課程に出願する場合、各課程に重複する書類（①～④）は1通でかまいません。

【新規・継続共通書類】

① 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 履修願（指導教員の許可印が必要）

② 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 学籍原簿

- ・写真（カラー正面半身脱帽、縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付すること。
- ・緊急連絡先を必ず記入すること。

③ 科目等履修生証用の写真1枚

- ・学籍原簿に貼った写真と同じもの（裏面に名前を記入）を提出すること。

【新規のみ】

- ④ 学部卒業時の成績証明書
- ⑤ 学芸員養成課程 志望動機
- ⑥ 学芸員養成課程の単位修得証明書（※本学以外の大学で、学芸員養成課程に関する単位を一部修得し、これらの単位を使用し学芸員養成課程の要件を満たすことを希望する者のみ提出すること。）

6. 他大学で修得した単位について

本学以外の大学で学芸員養成課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合、学歴要件を満たしている「卒業証明書」と「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要）」で有資格者であることを証明することになります。

なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、「学芸員養成課程修了証書」を発行します。

7. 履修料

23, 400円

8. 学芸員養成課程のカリキュラム改正について

改正博物館法施行規則の施行に伴い、2012年4月1日以降に科目等履修生として在籍する場合は、一律改正後の新しいカリキュラムが適用されます（学部生からの継続の場合を含む）。

これにより、旧法下のカリキュラムで修了する（すべての科目を修得する）ことができていない者が、改めて科目等履修生として学芸員の資格取得を目指す場合には、修得済みの科目に関わらず、原則として新しいカリキュラム下で新設される科目を新たに取り直さなければなりません（一部の科目のみ、読み替えて要件に含めることが可能）。

旧法下のカリキュラムで学芸員に関わる科目の単位を修得したことのある者については、以上のことを了承の上で出願をするようにしてください。

以上

III. 社会教育主事課程（社会教育士）

明治大学大学院在学生用の社会教育主事課程科目等履修生募集要項は下記のとおりです。

1. 履修できる科目・単位数

社会教育主事の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、1年間に履修できる単位数の上限は合計46単位です。

2. 募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、履修を認めないことがあります。

3. 在籍期間

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。（1年ごとに更新することができます。）

4. 出願条件

出願に際しては、大学院の授業・研究に支障がないように配慮した履修計画を立てたうえで、大学院の指導教員の許可を得なければなりません。（履修願に、指導教員の許可印が必要です。）

5. 出願手続

（1）履修料の納入。（※該当者のみ）納入期間 4月1日（月）～4月12日（金）

※別紙「資格課程履修料支払方法」を参照の上、期日内にお支払いください。

注1：2023年度に院生社教科目生（本学大学院に在学する社会教育主事課程科目等履修生）であった者が、2024年度も院生社教科目生を継続する場合は、継続扱いになります。履修料を納入する必要がありません。ただし例外として、博士前期課程から博士後期課程に進学する者については、院生社教科目生を継続する場合であっても、改めて履修料を納入しなければなりません。

注2：学部のときに社会教育主事課程履修料を納入したことがある者も、新たに院生社教科目生になる場合は、新規扱いになります。改めて履修料を納入しなければなりません。

（2）次の出願書類を提出する。（※出願日程に注意。p.1 参照）

注：複数の課程に出願する場合、各課程に重複する書類（①～④）は1通でかまいません。

【新規・継続共通書類】

① 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 履修願（指導教員の許可印が必要）

② 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 学籍原簿

・写真（カラー正面半身脱帽、縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付すること。

・緊急連絡先を必ず記入すること。

③ 科目等履修生証用の写真1枚

・学籍原簿に貼った写真と同じもの（裏面に名前を記入）を提出すること。

【新規のみ】

④ 学部卒業時の成績証明書

⑤ 社会教育主事課程 志望動機

注：複数の課程に出願する場合、各課程に重複する書類（①～④）は1通でかまいません。

- ⑥ 社会教育主事課程の単位修得証明書（※本学以外の大学で、社会教育主事課程に関する単位を一部修得し、これらの単位を使用し社会教育主事課程の要件を満たすことを希望する者のみ提出すること。）

6. 他大学で修得した単位について

本学以外の大学で社会教育主事課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合、「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要）」で有資格者であることを証明することになります。

なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、「社会教育主事課程修了証書」を発行します。

7. 履修料

23,400円

◆社会教育士について

旧養成課程で社会教育主事課程を修了した方は、本学において「社会教育経営論A」（2単位）・「社会教育経営論B」（2単位）・「生涯学習支援論」（4単位）を修得することにより「社会教育士」と称することができます。

以上

IV. 司書課程

明治大学大学院在学生用の司書課程科目等履修生募集要項は下記のとおりです。

1. 履修できる科目・単位数

司書の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、「図書館実習」については、本学すべての司書課程科目を修得する者のみ履修できます。また、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、1年間に履修できる単位数の上限は合計46単位です。

注1：演習科目は、本学の司書課程（司書講習は含まない）で所定の履修前提条件科目を修得した者のみが履修できます。

注2：演習科目は、履修者数を制限します。このため、履修希望者多数の場合は履修できないこともあります。

（履修登録前の事前申請が必要です。）

2. 募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、履修を認めないことがあります。

3. 在籍期間

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。（1年ごとに更新することができます。）

4. 出願条件

出願に際しては、大学院の授業・研究に支障がないように配慮した履修計画を立てたうえで、大学院の指導教員の許可を得なければなりません。（履修願に、指導教員の許可印が必要です。）

5. 出願手続

（1）履修料の納入。（※該当者のみ）納入期間 4月1日（月）～4月12日（金）

※別紙「資格課程履修料支払方法」を参照の上、期日内にお支払いください。

注1：2023年度に院生司書科目生（本学大学院に在学する司書課程科目等履修生）であった者が、2024年度も院生司書科目生を継続する場合は、継続扱いになります。履修料を納入する必要がありません。ただし例外として、博士前期課程から博士後期課程に進学する者については、院生司書科目生を継続する場合であっても、改めて履修料を納入しなければなりません。

注2：学部のときに司書課程履修料を納入したことがある者も、新たに院生司書科目生になる場合は、新規扱いになります。改めて履修料を納入しなければなりません。

（2）次の出願書類を提出する。（※出願日程に注意。p.1 参照）

注：複数の課程に出願する場合、各課程に重複する書類（①～④）は1通でかまいません。

【新規・継続共通】

① 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 履修願（指導教員の許可印が必要）

② 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 学籍原簿

- ・写真（カラー正面半身脱帽、縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付すること。
- ・緊急連絡先を必ず記入すること。

③ 科目等履修生証用の写真1枚

- ・学籍原簿に貼った写真と同じもの（裏面に名前を記入）を提出すること。

【新規のみ】

- ④ 学部卒業時の成績証明書
- ⑤ 司書課程 志望動機
- ⑥ 司書課程の単位修得証明書（※本学以外の大学で、司書課程に関する単位を一部修得し、これらの単位を使用し司書課程の要件を満たすことを希望する者のみ提出すること。）

6. 他大学で修得した単位について

本学以外の大学で司書課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合、学歴要件を満たしている「卒業証明書」と「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要）」で有資格者であることを証明することになります。
なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、「司書課程修了証書」を発行します。

7. 履修料

23, 400円

8. 司書課程のカリキュラム改正について

改正図書館法施行規則の施行に伴い、2012年4月1日以降に科目等履修生として在籍する場合は、改正された新しいカリキュラムが適用されます（学部生からの継続の場合を含む）。

これにより、旧法下のカリキュラムで修了する（すべての科目を修得する）ことができていない者が、改めて科目等履修生として司書の資格取得を目指す場合には、読み替えが可能な科目を除き、別途、新しいカリキュラム下で新設される科目を修得する必要があります。

旧法下のカリキュラムで司書に関わる単位を修得したことがある者については、以上のことを行のうえで出願をするようにしてください。

以上

V. 司書教諭課程

明治大学大学院在学生用の司書教諭課程科目等履修生募集要項は下記のとおりです。

1. 履修できる科目・単位数

司書教諭の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、1年間に履修できる単位数の上限は合計46単位です。

注：情報メディアの活用は、履修者数を制限します。このため、履修希望者多数の場合は履修できないこともあります。

(履修登録前の事前申請が必要です。)

2. 募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、履修を認めないことがあります。

3. 在籍期間

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。(1年ごとに更新することができます。)

4. 出願資格（次のいずれかに該当することが必要です。）

- (1) 教員免許状を取得している者（教員免許状取得要件を満たしている者を含む。）
- (2) 2024年度、本学の教職課程科目等履修生になる者

なお、出願に際しては、大学院の授業・研究に支障がないように配慮した履修計画を立てたうえで、大学院の指導教員の許可を得なければなりません。（履修願に、指導教員の許可印が必要です。）

5. 出願手続

- (1) 履修料の納入。（※該当者のみ）納入期間 4月1日（月）～4月12日（金）

※別紙「資格課程履修料支払方法」を参照の上、期日内にお支払いください。

注1：2023年度に院生司教科目生（本学大学院に在学する司書教諭課程科目等履修生）であった者が、2024年度も院生司教科目生を継続する場合は、継続生扱いになります。履修料を納入する必要がありません。ただし例外として、博士前期課程から博士後期課程に進学する者については、院生司教科目生を継続する場合であっても、改めて履修料を納入しなければなりません。

注2：学部のときに司書教諭課程履修料を納入したことがある者も、新たに院生司教科目生になる場合は、新規生扱いになります。
改めて履修料を納入しなければなりません。

- (2) 次の出願書類を提出する。（※出願日程に注意。p.1参照）

注：複数の課程に出願する場合、各課程に重複する書類（①～④）は1通でかまいません。

【新規・継続 共通】

- ① 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 履修願（指導教員の許可印が必要）

- ② 2024年度 明治大学 資格課程科目等履修生 学籍原簿

- ・写真（カラー正面半身脱帽、縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付すること。
- ・緊急連絡先を必ず記入すること。

- ③ 科目等履修生証用の写真1枚

- ・学籍原簿に貼った写真と同じもの（裏面に名前を記入）を提出すること。

【新規のみ】

- ④ 学部卒業時の成績証明書
- ⑤ 司書教諭課程の単位修得証明書（※本学以外の大学を卒業した者のみ提出すること。）
 - ・既に司書教諭課程に関しての単位を一部修得している者のみ。
- ⑥ 教員免許状の写し又は免許状授与証明書（※教員免許状取得者のみ提出すること。）
 - ・取得済の教員免許状すべてについて提出すること。
- ⑦ 司書教諭課程 志望動機

6. 履修料

10, 200円

以上

明治大学 教務事務部 資格課程事務室

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 リバティタワー19階